

日本とアメリカのはざままで —— 在米原爆被爆者の運動史の解明に向けて

根本 雅也 (ねもと まさや)

松山大学人文学部准教授

1979 神奈川県生まれ
2003 一橋大学社会学部卒業
2006 一橋大学大学院社会学研究科地球社会研究専攻修士課程修了
2013 一橋大学大学院社会学研究科地球社会研究専攻博士後期課程修了 (社会学博士)
2013-2015 一橋大学大学院社会学研究科特任講師 (ジュニアフェロー)
2017-2019 日本学術振興会特別研究員 (PD)
2019-2020 明治学院大学国際平和研究所助手
2020 現職



主な著書

『ヒロシマ・パラドクス——戦後日本の反核と人道意識』勉誠出版, 2018年。(単著)

『原爆をまなざす人びと——広島平和記念公園8月6日のビジュアル・エスノグラフィ』新曜社, 2018年。(共編著)

受賞

第7回平和研究奨励賞 (2019年、日本平和学会)

第13回地域社会学会奨励賞 (個人著作部門) (2020年、地域社会学会)

1. はじめに

広島や長崎で原爆を受けた被爆者は、日本国籍保持者に限られるわけではなく、日本に居住しているわけでもない。朝鮮半島には、戦時中に何らかの理由で広島や長崎にいて原爆に遭った人びとがいる。またアメリカやブラジルにも、日本で原爆に被爆した人びとがいる。こうしたいわゆる在外原爆被爆者たちは、戦時中に日本にいた背景やその後に各々の国に渡った (戻った) 経緯は異なるものの、それぞれに被爆者団体をつくり、活動してきた。本稿では、アメリカに住む原爆被爆者たちに焦点を当て、彼らの運動の概略について述べることにしたい。

「在米原爆被爆者」(あるいは「在米被爆者」)は、アメリカに住む原爆被爆者を指す呼称である。しかし、彼らは一つのカテゴリーで括るのが難しいほど、多様な背景を持つ。まず、在米被爆者は、日本で生まれた者とアメリカで生まれた者に大きく分けられる¹。もちろん、どちらも戦時中は日本におり、広島あるいは長崎で原爆を体験したことには変わりがない²。日本で生まれた被爆者の場合には、戦後にアメリカに渡り、中にはアメリカで帰化する者もいる。こうした人びとが渡米した理由は様々である。一部は、日系アメリカ人や米軍人などのアメリカ国籍を持つ者と結婚し、アメリカに渡った。仕事を求めて渡った者もいるし、

¹ アメリカに住む被爆者の中にはコリアンの被爆者もいる。彼らの中には、日本で生まれている者もいるが、朝鮮半島で生まれた者もいると推察される。

² ただし、アメリカで生まれた者にとっては、ある意味では自分たちの祖国に「攻撃」されたともいえる。そうした点においては、大きな違いがあるともいえよう。

その配偶者もいる。また、留学のためにアメリカに来た者もいる。他方、アメリカで生まれた被爆者というのは、日本人移民の子ども（二世）や孫（三世）として生まれた日系アメリカ人である。彼らは何らかの理由³により太平洋戦争が始まる以前に日本に行き、原爆に遭い、戦後にアメリカに〈戻る〉こととなった。

アメリカは日本と戦争し原爆を投下した国である。そうした国において、かつての〈敵国〉で原爆を体験した人びとは、どのような戦後を送ってきたのだろうか。そして、彼らは誰に何を求めてきたのだろうか。こうした関心が本稿の根底にある。

2. 在米被爆者に関する研究・資料

アメリカに住む原爆被爆者たちについては、数は少ないながらも一定の研究や記録が存在する。

アメリカの被爆者についての先駆的な研究であり、現在に至るまで貴重な資料となっているのは、袖井林二郎による著作（袖井 [1978] 1995）だろう。もともとは1978年に出版されたものであるが、被爆50年にあたる1995年に増補版として再度刊行された。復刊にあたっては、1978年から1995年の間に在米被爆者たちの（特に運動の）動向をかなり加筆し、収録している。だが、残念なことに、用いられている資料の名前や所在がわからないため、袖井の研究を再検討したり発展させることは難しい。

袖井の著作が出されたのち、渡米して取材をしたのが、作家・上坂冬子であった。ノンフィクションとして、取材したことをもとに在米被爆者の抱える問題や彼らの個人史を叙述している（上坂 1989）。

その後、在米被爆者に関するまとまった研究や作品は、しばらく途絶える。しかし、近年、在米被爆者の存在は再び注目され、相次いで取り上げられていく。中尾賀要子と池埜聡（中尾・池埜 2009）は、ロサンゼルスを中心として在米被爆者の高齢化について実態調査を行い、2013年には在米被爆者へのインタビュー調査を通じて彼らのあり方に迫っている（池埜・中尾 2013）。また、2009年にはNHKが俳優・渡辺謙をキャスティングして、在米被爆者たちのところを訪れ、話を聞くというドキュメンタリーが制作された。同時期、竹田信平は、友人とともに自らが在米被爆者たちを訪ねるという映画『ヒロシマ ナガサキ ダウンロード』（2010）を制作し、その後、ミシガン州立大学の歴史学者・和氣直子とともに『海を超えたヒロシマ・ナガサキ』（竹田・和氣 2014）を発表している。さらに、2019年にはジャーナリスト・松前陽子が『在米被爆者』を刊行し、在野の研究者であるグロリア・モンテブルーノ・サラールはロサンゼルス近郊在住の被爆者について調査研究を始めている（モンテブルーノ 2020）。これらの作品の多くは、アメリカに住む原爆被爆者の個人に着目し、彼らがどのように原爆に遭い、なぜアメリカに来たのか、そしてアメリカでいかに生きてきたのかといったこと

³ アメリカで生まれた日系アメリカ人等が日本に行った理由もまた様々である。たとえば、日本で教育を受けるため（受けさせるため）に渡日した場合もあれば、家族全体がアメリカから引き上げる場合もある。

を描いてきた。

他方で、在米被爆者たちの運動史についてはまだ十分に解明されているとは言いがたい。その点から、貴重な資料となるのは、長らく在米原爆被爆者協会の会長を務めた倉本寛司による手記（倉本 1999）や同協会によって発行されたニュースレターであろう。また、在米原爆被爆者協会が1990年代に分裂した後に、南カリフォルニアとハワイの被爆者たちを中心に新たに結成された米国広島・長崎原爆被爆者協会（ASA）が編集に関わり、在米被爆者の検診事業に長らく関わってきた広島の医師・伊藤千賀子が記した著作（米国広島・長崎原爆被爆者協会編 1996）は、在米被爆者の活動などについて年表を作成するなど、その歴史を示す資料となっている。ASAの著作には、地元紙中国新聞などによる在米被爆者に関する報道の年表の掲載されており、その点でも、歴史を辿る材料を提供している。

3. アメリカにおける在米被爆者の運動（史） ―― その理解のための素描

在米被爆者たちの運動は、当初、アメリカにおいて展開された。ここでは、その運動を理解する基礎として、在米被爆者の組織化、日本の医師の招聘と健康診断、被爆者に対する援護を求める立法運動、アメリカの核被害者との連携などについて大まかに記述することにしたい。

(1) 在米被爆者の組織化

アメリカに渡った（戻った）被爆者たちが、日本人移民や日系アメリカ人の多いカリフォルニア州において自らの組織化をしたのは1960年代半ばであった。1965年8月5日、地元紙に下田要らは広告を載せ、ロサンゼルス近隣に住んでいる（と思われる）被爆者たちに広く呼びかけた（松前 2019）。このときはほとんど被爆者が集まらなかったものの、その後、ロサンゼルスを中心としたカリフォルニア南部に居住する被爆者たちが集まり、「広島・長崎被爆者の会」（もしくは「ロサンゼルス広島・長崎原爆被爆者の会」）⁴が結成された。同会は、1971年10月にロサンゼルス郡検死局長トーマス・ノグチらの支援のもと「在米被爆者協会」（Committee of Atomic Bomb Survivors in the United States of America, CABS）となった。他方、カリフォルニア北部でも、1974年にサンフランシスコに被爆者たちが集まり、北加被爆者協会という組織が生まれている。1976年には、南北カリフォルニアの被爆者協会が合同し、組織が一本化された。協会設立15周年にあたる1986年には、協会名を「米国原爆被爆者協会」に変更し、寄付金が所得免除となる連邦政府公認非営利団体となった⁵。なお、1980年には日系アメリカ人の多いハワイで支部が発足し、1981年からハワイでも検診事業が実施されるようになった。

⁴ この名称についてはASAによる本（米国広島・長崎原爆被爆者協会編 1996）を参照した。

⁵ ここでの記述は倉本寛司が作成した年表（被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会編 1998）をもとに記している。

(2) 日本の医師の招聘と健康診断

アメリカの被爆者たちが求めた一つは、日本の医師をアメリカに派遣してもらうことだった。日本では、1957年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）が施行され、この法制度のもとで、被爆者手帳の交付を受けた者（法的な「被爆者」となる）は医療給付の対象となった。また、1968年には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）が成立し、「被爆者」に対する諸種の手当が（条件付きで）定められた。アメリカに住む原爆被爆者は、日本にいる被爆者たちと同様に、原爆の放射線による疾病や体調不良、そしてそれらに対する不安を覚えていた。しかし、アメリカの医師は（当然のことではあるが）原爆被爆者の健康状態等について知識が乏しく、またともすれば保険適用外となるという恐れもあったため⁶、被爆者たちは原爆に遭ったことや特有の悩みを相談できなかった。さらにいえば、在米被爆者の中には、英語でのやりとりで不安を覚える者も少なからずおり、言語的な壁も存在する。そのため、彼らは広島や長崎の被爆者に対する診療経験が豊富な医師たちに日本語で診てもらうことを希望したのである。1977年には初めての健診が実現し、その後も二年に一度行われ、現在まで続けられている。なお、表は第1回から第10回までの健康診断についてまとめたものであるが、徐々に受診者数が増加していったことがわかる。

表 在北米被爆者の健康診断実施に関する年表

回	年月	場所	受診者数
第1回	1977年3月	LA、SF、サクラメント、サンノゼ	106
第2回	1979年5月	LA、SF、シアトル	162
第3回	1981年5月	SF、LA、シアトル、ホノルル	203
第4回	1983年6-7月	SF、LA、シアトル、ホノルル	305
第5回	1985年6-7月	SF、LA、シアトル、バンクーバー、マウイ、ホノルル	339
第6回	1987年6-7月	SF、LA、シアトル、マウイ、ホノルル	379
第7回	1989年6月	SF、LA、シアトル、マウイ、ホノルル	406
第8回	1991年6-7月	SF、LA、シアトル、マウイ、ホノルル	532
第9回	1993年6-7月	SF、LA、シアトル、マウイ、ホノルル	549
第10回	1995年6-7月	SF、LA、シアトル、マウイ、ホノルル	463

『はざまに生きて五十年—在米被爆者のあゆみ』（米国広島・長崎原爆被爆者協会編 1996：174-175）に掲載されている年表を筆者が簡略化した。

(3) 立法運動の展開

在米被爆者たちが求めたもう一つは、アメリカに住む被爆者たちに対する公的な医療給付・援助の実現である。言い換えれば、日本の原爆医療法に似たものをアメリカで作るということであろう。これはカリフォルニア州議会、そして連邦

⁶ 袖井（〔1978〕1995）や上坂（1989）の中に記述がある。また筆者もアメリカの被爆者への聞きとりにおいて、「自分が被爆者だとわかると、保険金が高くなる」あるいは「保険に入れなくなる」といったことを聞いた。ただし、拒否されたり、保険金高くなったりするということが実際にどれほどあり、どのような理由でそうなったのかなどについては詳細を把握できなかった。この点は、今後より詳しく調査する必要がある。

議会において法律の制定という立法運動につながっていく⁷。

在米被爆者たちは、当初、カリフォルニア州にて原爆被爆者たちに医療を給付する法案の制定を目指した。1974年5月にカリフォルニア州議会上院にて公聴会が行われ、被爆者5名が証言を行っている。しかし、これは翌年の財務委員会で否決されてしまう。袖井林二郎の記述（袖井 [1978] 1995）をもとに考えるならば、否決された最も大きな理由は、原爆被爆者に医療等の給付を行うという案件が、一つの州の議会ではなく、連邦議会の管轄となるということであった。また、公聴会では、協議する議員の中に「彼らは敵だった」という発言がなされたという。つまり、戦争の敵国であった人びとの被害については、社会保障の対象にはならないということであろう。袖井の著作のタイトルにもなったこのフレーズは、在米被爆者たちに強烈な印象を残し、その後の運動にも確実に影響を与えたように思われる⁸。

1978年には連邦議会下院の第一回公聴会が開かれ、13名が証言をしている。しかし、こちらでも第二回の公聴会で否決されてしまうこととなった。袖井（[1978] 1995）は二つの理由を示唆している。一つは、アメリカ政府が戦時におけるアメリカ軍の「合法的な戦闘行為から生じた損害」について一切の責任を免れるとしているということである（袖井 [1978] 1995：350-351）。このことは、連邦議会の公聴会でも、また在米被爆者協会会長・倉本寛司に国務省日本課から送られてきた返信の中にもみられたという。もう一つは、袖井が関係者から聞いた話として、国防総省が書面で反対したことがあった（袖井 [1978] 1995：353）。法案はその後自動的に提出されたものの、公聴会等が開かれることはなく、採択されることはなかったのである。

(4) アメリカの核被害者との連携

1980年代に入ると、在米被爆者たちは自分たちへの医療給付の制度化を求めて、これまでとは異なるアプローチをするようになる。それはアメリカ国内で盛り上がっていた反核平和運動やそれを背景に注目されたアメリカの核被害者たちとの連携である⁹。

1970年代後半から1980年代にかけて、冷戦の緊張、西欧への核兵器の配備を背景に、アメリカでは核兵器による戦争の危険性が叫ばれ、反核平和運動が高揚していた（Wittner 2009）。こうした動きを背景にして、在米被爆者たちは反核平和運動や核被害者との連携を模索している。特に、1984年には、カリフォルニア大学バークレー校の研究所で放射線に被ばくした経験を持つドロシー・レガ

⁷ 本節の記述は袖井（[1978] 1995）に基づいている。

⁸ 米国原爆被爆者協会の会長を長く務めた倉本寛司は、たびたびこの発言について触れており（倉本 1999; 被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会 1998）、その影響を感じさせる。

⁹ 本節は、全米放射線被害者会議の報告書（Radiation Survivors Congress 1984）を主に参照している。また、その内容については、筆者が実施した、サンフランシスコ・ベイ・エリアでの聞きとり調査（2013年～2017年）によって補っている。

レッタ (Dorothy Legarreta)¹⁰ が中心となって、Radiation Survivors Congress (全米放射線被害者会議) が開催された。これは、アメリカの核実験の被害者や退役軍人、核実験施設の労働者、ダウン・ウィンダー、国立研究所の労働者、ウラン採掘の従事者などとともに、在米原爆被爆者が行った会議であり、150人が参加したという。この中で、アメリカの核被害者に対する医療援護等の法案作成が目指されたものの、レガレッタの死に伴い、継続されずに終わってしまう。

核被害者との連携は、在米原爆被爆者たちが「アメリカの核被害者」の一員として自らを位置づけ、アメリカ政府による自分たちへの援護を獲得しようとした試みであったと考えられる。

(5) 日系アメリカ人コミュニティとの複雑な関係

在米被爆者と日系アメリカ人たちのコミュニティの関係は複雑である。一方では、在米被爆者たちの運動に対して、日系アメリカ人コミュニティは支援してきた(袖井 [1978] 1995)。立法運動の推進に尽力したロスアンゼルス郡検視局長を務めたトーマス・ノグチや、法案の提案にも関わったノーマン・ミネタといった有力者からの支援は、確実に被爆者団体のアメリカでの運動を支え、発展させたといえるだろう。また、戦時中のアメリカ政府による日系アメリカ人に対する強制収容などの諸政策に対して謝罪と賠償を求めている日系アメリカ人の団体 JACL (Japanese American Citizens League) は、1976年の全国会議で在米被爆者協会の支援を可決した。さらに、サンフランシスコでは、1980年代前半に被爆者友の会 (Friends of Hibakusha) ができ、若い日系アメリカ人たちが被爆者の健診や活動に協力してきた。

しかし、他方では、在米原爆被爆者に対する日系アメリカ人コミュニティの関心が高かったとは必ずしも言いきれないように思われる。筆者はある在米被爆者の男性から次のようなエピソードを聞いたことがある。この男性のところに、ある日系アメリカ人男性がやってきて、アメリカ政府に対する自分たちの運動を支援してほしいと頼んだ。この被爆者は、彼らの運動を支援する代わりに、在米被爆者の運動を支援してほしいと述べたところ、それとこれとは話が違うといって断られたという。

4. 日本における在米被爆者の運動 (史) —— その理解のための素描

1980年代の終わり頃から、米国原爆被爆者協会はアメリカよりも日本で運動を展開するようになる。彼らは、日本政府に対して、日本にいる被爆者たちと同様の措置を自分たちにも適用するよう求めたのである。

在米被爆者たちが日本政府に対する陳情などを強化していったのは、いくつかの背景があった。一つは、被爆者たちを支援してきたアメリカの有力な政治家で

¹⁰ ドロシー・レガレッタについては、『サンフランシスコ・クロニクル (SF Chronicle)』(1984年10月13日) や『西日本新聞』(1984年8月5日) を参照した。なお、彼女は1988年11月に自動車事故で亡くなっている (Friends of Hibakusha 1988)。また、彼女については袖井 ([1978] 1995) でも言及されている。

あるノーマン・ミネタが日本政府に訴えた方が可能性があるのではないかと助言したことがある（袖井 [1978] 1995）。アメリカでの法案制定が日の目を見ず、また先行きも見通せない中で、日本政府に対して働きかけたほうが良いと判断し、それを在米被爆者たちに助言として伝えたのかもしれない。

この点と関連して、二つめに、日本において、海外に住む被爆者たちへの制度適用が拡大されつつあったことがある（袖井 [1978] 1995）。韓国人原爆被爆者である孫振斗は、1951年に韓国に強制送還された。その後、孫は密入国と強制送還を繰り返していたが、佐賀県で捕らえられ、刑事訴追を受け、収監された。その際、被爆者健康手帳の交付を申請したものの、日本に居住していないことを理由に却下されたため、裁判を起こした¹¹。1978年に出た最高裁判決は、原爆医療法や特別措置法が社会保障法という性格を持ちつつ、国家補償的な配慮が含まれるとして、国内に居住地がない被爆者に対しても原爆医療法は適用しようとした。つまり、この判決は、日本国籍を所持せず、また国内に居住地を持たなくても、原爆に被爆したことが認められれば被爆者手帳が取得できることを支持したのである。しかし、この裁判が行われている中で、日本政府・厚生省は、海外に居住する被爆者たちが一度日本の国外に出ると被爆者としての権利が失権するという方針を出すようになった。それでも、日本国内にいる限りにおいては、日本の被爆者同様の医療給付や手当を受けることができることから、国外に住む被爆者たちにも救援の手が一定程度差し伸べられる状態であったといえよう。こうした状況の中で、在米被爆者が日本に視線を向けるようになったように思われる。

三つめに、在米被爆者たち自身もアメリカでの運動に対して諦めを感じ、日本政府に対する期待を持つようになっていたことが挙げられる。1981年には、被爆者協会の調査の中間集計発表で、「どこに援助を求めるべきか」という設問に対して、アメリカが42%、日本は32%となっていた¹²のに対し、約250名から回答を得た1989年の調査では、日本に援助を求めると回答したものが6割を超えていた（米国原爆被爆者協会 1989）。こうした「要望」を背景に、米国原爆被爆者協会は日本政府に対する運動を展開するようになったと考えられる。

1990年代半ばになると、米国原爆被爆者協会は、韓国人原爆被害者、在ブラジル原爆被害者とともに運動を行うようになる。1996年には、アメリカ、韓国、ブラジル、そして日本の被爆者（日本原水爆被害者団体協議会）が初めての共同行動を行い、1997年には「在外被爆者にも被爆者援護法の適用を求める集い」が開かれた¹³。日本国外に居住することあるいは国籍が日本ではないことを念頭に「在外被爆者」というカテゴリーの中に自らを位置づけ、裁判を通じて、自分たちにも日本の被爆者と同様の制度的措置を実施するように求めたのである。

在外被爆者たちは、日本を訪れて被爆者手帳を取得し、手当を受給できたとし

¹¹ 孫振斗の裁判については田村和之の編著（2016）を参照した。

¹² 米国広島・長崎原爆被爆者協会が編纂した年表資料を参照した（米国広島・長崎原爆被爆者協会編 1996：76）。

¹³ この集いをもとに作成された冊子が『在外被爆者にも被爆者援護法の適用を』（被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会編 1998）である。

ても、ひとたび日本国外に出るとその資格を失ってしまう。このことに焦点を当てた裁判が在韓被爆者の郭貴勲を原告として起こされる¹⁴。この裁判では、第一審、第二審ともに原告の訴えを認め、日本政府が控訴を取りやめるということで、原告の勝訴が確定した。その結果、在外被爆者たちは日本国外にいても手当を受給できるようになった。一方で、医療費については医療制度が異なることから、日本の被爆者にはない上限金額が設定されるなどしたため、在外被爆者たちは、あくまでも日本と同じ法律¹⁵の適用を求め、改善を働きかけてきた。

なお、日本政府に対する運動を始める過程で、米国原爆被爆者協会は分裂を経験している。1992年、主として運動の方針をめぐる方向性の違いから、サンフランシスコを中心とする北カリフォルニアの被爆者たちの米国原爆被爆者協会から、ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア、そしてハワイの被爆者たちが脱退し、米国広島・長崎原爆被爆者協会（ASA）を設立したのである。

6. まとめ

ここまで在米原爆被爆者たちの運動を概観してきた。大まかにいえば、在米被爆者たちは、自分たちの健康への不安やそれに対する制度的な仕組みがアメリカにはないことから、①原爆被爆者の健康状態に精通し、日本語で相談できる医師の派遣、②医療などの諸種の援助を求めてきた。①については、1977年から2年に一度の検診事業が実施され、日本人医師が派遣され、被爆者たちの相談に応じてきた。②については、アメリカの公的な援助を受けることは結果的にできなかったものの、日本政府に対して、原爆被爆者に対する法制度の適用を求め、成果を上げることができた。

アメリカの原爆被爆者たちの運動は、その成果から考えるならば、「成功」であったといえるかもしれない。だが、そこに至るまでには長い年月を要しており、その途中で運動方針の変更、そして分裂も起きた。その「成果」を手にもすることもなく、命を落とした者もある。そのため、在米被爆者たちの運動を一言で「成功」として括るわけにはいかないだろう。また、運動が被爆者たちに一体なにをもたらしたのかといった運動の過程や諸影響については、さらなる解明と分析が求められる。

最後に、在米原爆被爆者の運動史はなにを提示するのかについて若干の考察を加えておきたい。在米被爆者の運動はアメリカにおいて公的な成果を出すことはできず、日本政府にその矛先を変えた。アメリカでの公聴会では「あなたたちは敵だった」といわれ、国務省からの手紙では戦時における「合法的な戦闘行為」の犠牲に対して補償が否定されている。つまり、アメリカ政府にとって、あくまでも原爆の災禍は日本とアメリカの戦争で起きた日本側の被害であり、そこへの補償は認められないということであろう（正確には、在米被爆者が求めているの

¹⁴ この裁判については田村の編著（2016）を参照した。なお、米国原爆被爆者協会の倉本寛司も大阪地方裁判所で意見陳述を行っている。

¹⁵ 1994年に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律が制定された。この法律は、原爆医療法・原爆特別措置法という、いわゆる原爆二法を一本化したものである。

は「補償」ではなく、社会保障ではあったが)。また、1980年代に米国原爆被爆者協会は「アメリカの核被害者」というカテゴリーに自らを位置づけようと試みながらも、その後、日本政府に働きかけた。これらのことは、原爆投下が「戦争を終わらせるための必要な犠牲」としてしばしば語られるアメリカにおいて、戦争の被害として原爆の災禍を訴えることの難しさをあらためて示しているように思われる。

*なお、本研究は次の助成を受けて実施した調査研究によるものである。
 広島平和記念資料館資料調査研究会（2018年度、2019年度）、日本学術振興会特別研究員（PD）・特別研究員奨励費（17J05691）、科研費・若手研究（26780270）、公益財団法人トヨタ財団・2012年研究助成プログラム（D12-R-0761）、日本学術振興会特別研究員（DC2）・特別研究員奨励費（09J05681）

参考文献

- 池埜聡・中尾賀要子，2013，『『在米被爆者の語り』から一戦争が生みだす境界のはざままで』荻野昌弘編『戦後社会の変動と記憶』新曜社。
- 上坂冬子，1989，『生き残った人びと』（上下巻）文藝春秋。
- 倉本寛司，1999，『在米五十年 私とアメリカの被爆者』日本図書刊行会。
- 袖井林二郎，[1978] 1995，『私たちは敵だったのか—在米被爆者の黙示録』岩波書店。
- 竹田信平・和氣直子，2014，『海を超えたヒロシマ・ナガサキ』ゆりり書房。
- 田村和之編，2016，『在外被爆者裁判』信山社。
- 中尾賀要子・池埜聡，2009，「高齢化する在米被爆者の実態調査」『人間福祉学研究』2（1）：73-86。
- 被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会，1998，『在外被爆者にも被爆者援護法の適用を』被爆者援護法研究会・韓国の原爆被害者を救援する市民の会。
- 米国原爆被爆者協会，1989，『在米被爆者調査書』米国原爆被爆者協会。
- 米国広島・長崎原爆被爆者協会編，1996，『はざまに生きて五十年—在米被爆者のあゆみ』米国広島・長崎原爆被爆者協会。
- 松前陽子，2019，『在米被爆者』潮出版社。
- モンテブルーノ，グロリア，2020，「日本人被爆者と日系アメリカ人被爆者の活動から平和運動を考える」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要』21，3-10。
- Friends of Hibakusha，1988，“In Memory of Dorothy,” *The Paper Crane*, 4（1）：3。
- Radiation Survivors Congress，1984，*Radiation Survivors Congress 1984: resolutions, summary, resources*, October 12-14, 1984. San Francisco, CA: Radiation Survivors Congress.
- Wittner, Lawrence, 2009, *Confronting the Bomb: A Short History of the World Nuclear Disarmament Movement*. Stanford, CA: Stanford University Press.

